

II-2 男性の家事・育児への参画

1. 育児休業の取得の状況及び推移

都の平成 30 (2018) 年度の女性の育児休業取得率は 95.9% であり、平成 22 (2010) 年度以降 90% 台で推移している。一方、配偶者が出産した男性の育児休業取得率は 16.6% と平成 25 (2013) 年以降大幅に上昇し、国が掲げる目標である男性の育児休業取得率を平成 32 (2020) 年に 13% を既に達成している。

図表 II-2-1-1 育児休業取得の状況 (都)

	男性	女性
出産者数 (男性は配偶者が出産)	3,083 人	1,654 人
育児休業取得者数	512 人	1,586 人
育児休業取得率	16.6 %	95.9 %

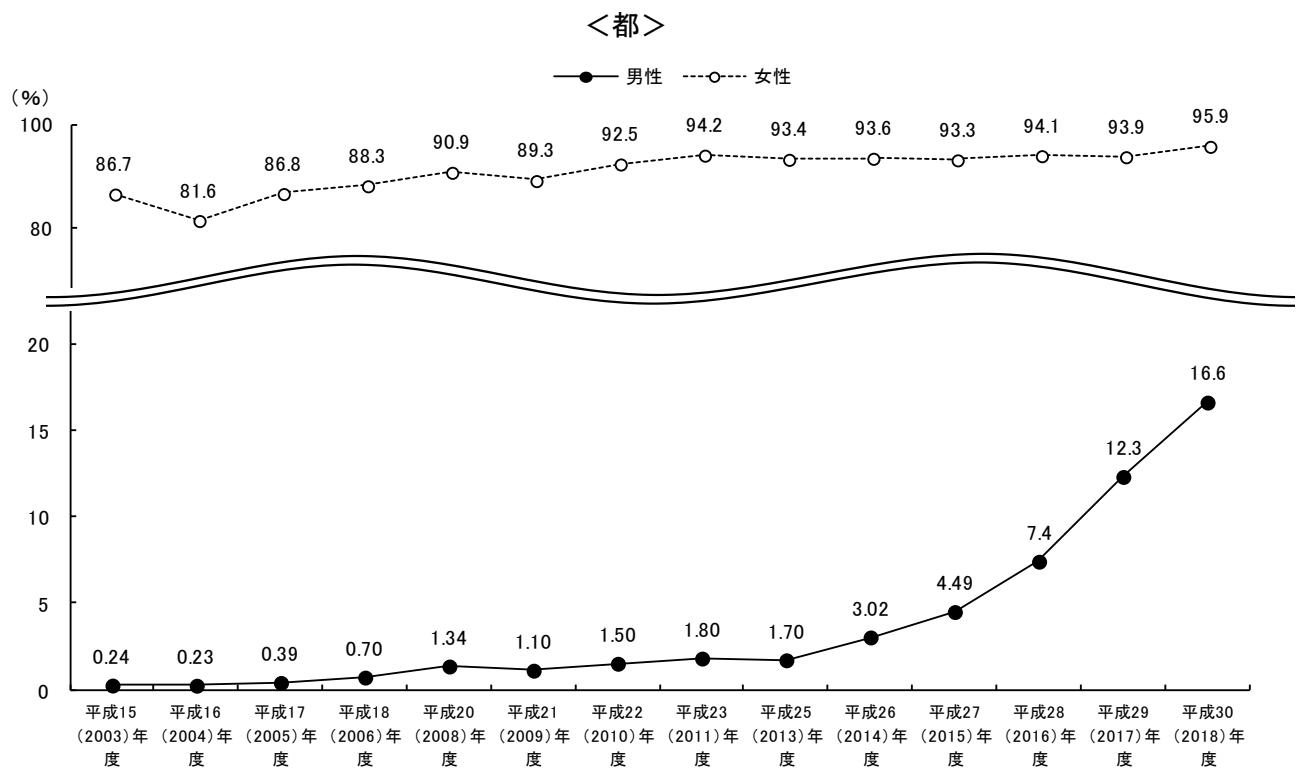
注：育児休業取得率＝育児休業取得者数／出産者数 × 100

出産者数は、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日から平成 30 (2018) 年 3 月 31 日までに出産した人数

育児休業取得者数は、出産者数のうち、平成 30 (2018) 年 9 月 1 日までに育児休業を開始した人数

資料：東京都産業労働局「平成 30 年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

図表 II-2-1-2 育児休業取得の状況の推移(都・全国)



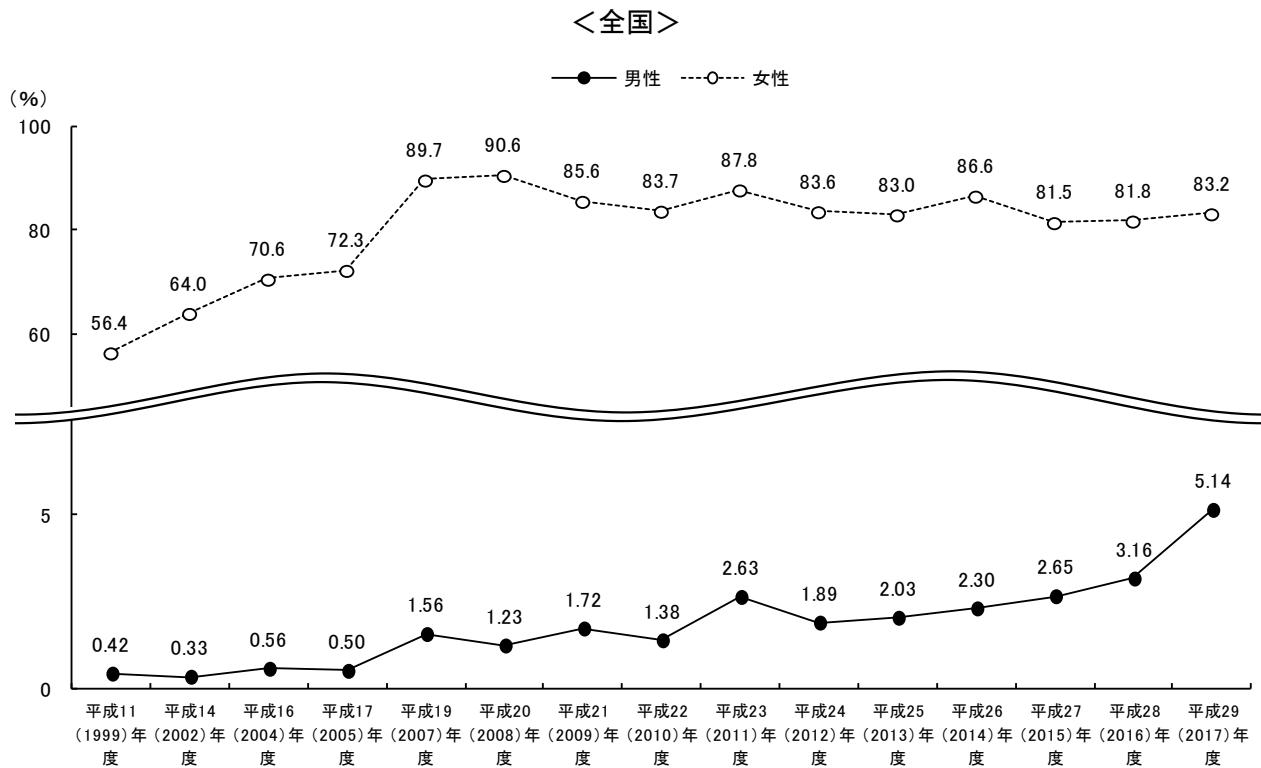
注 1：調査対象は、都内全域（島しょを除く）の従業員規模 30 人以上の事業所で、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品販貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」の 13 業種、合計 2,500 社

注 2：平成 19 (2007) 年度、平成 24 (2012) 年度はデータなし

資料：東京都産業労働局「平成 30 年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

II 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

一方、全国の育児休業取得率は、女性は平成 21 (2009) 年以降 80% 台で推移しており、平成 29 (2017) 年で 83.2% である。男性の育児休業取得率は平成 29 (2017) 年で 5.14% である。都に比べて、女性で 10.7 ポイント、男性で 7.2 ポイント低い。



注 1：調査対象の事業規模は 5 人以上

注 2：平成 23 (2011) 年度については、岩手県、宮城県及び福島県を除く数値である。

注 3：育児休業取得率＝出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）

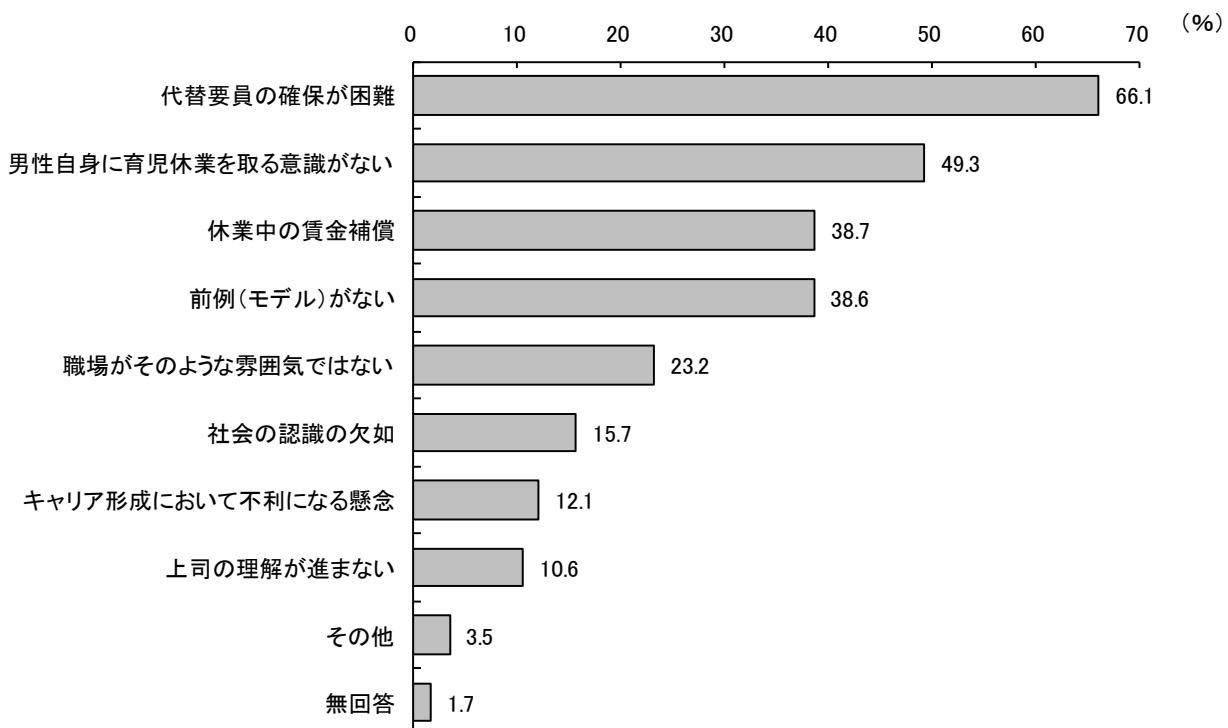
の数／調査前年度 1 年間（平成 27 (2015) 年度調査については、平成 25 (2013) 年 10 月 1 日から平成 26 (2014) 年 9 月 30 日まで）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数。

資料：厚生労働省「平成 29 年度雇用均等基本調査（事業所調査）」

2. 男性の育児休業取得に当たっての課題

男性が育児休業を取得する際の課題として、「代替要員の確保が困難」が 66.1%で最も多く、以下「男性自身に育児休業を取る意識がない」49.3%、「休業中の賃金補償」38.7%、「前例（モデル）がない」38.6%の順となっている。

図表 II－2－2 男性の育児休業取得に当たっての課題（都）



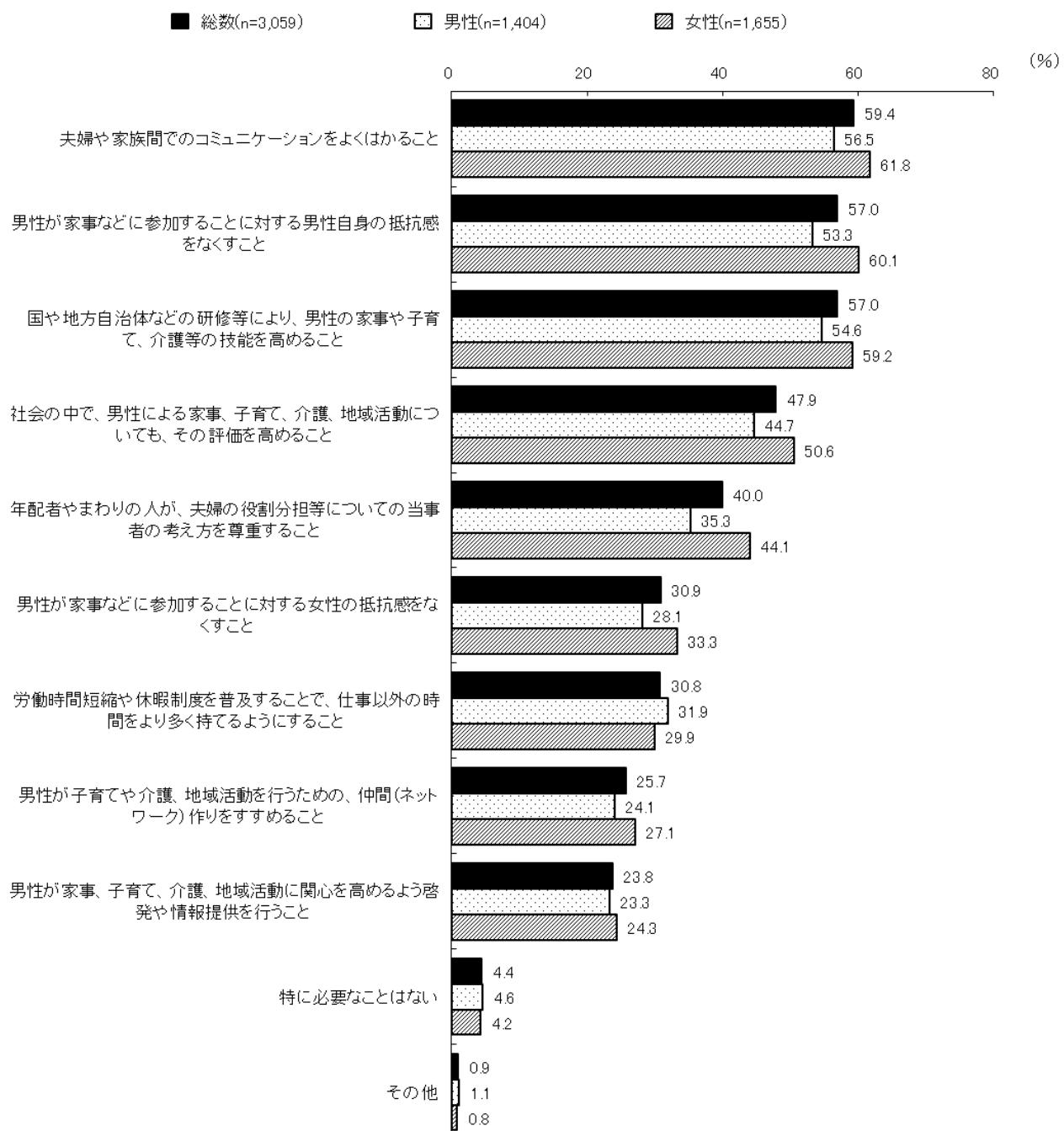
資料：東京都産業労働局「平成 30 年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

II 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

3. 男性の家事、子育て、介護、地域活動への参加

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこととして、男性の 56.5%と女性の 61.8%が「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」を選んでいる。「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」については、男性が 53.3%、女性が 60.1%であり、男性に比べて女性が 5 ポイント以上上回っている。

図表 II-2-3 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと（全国）



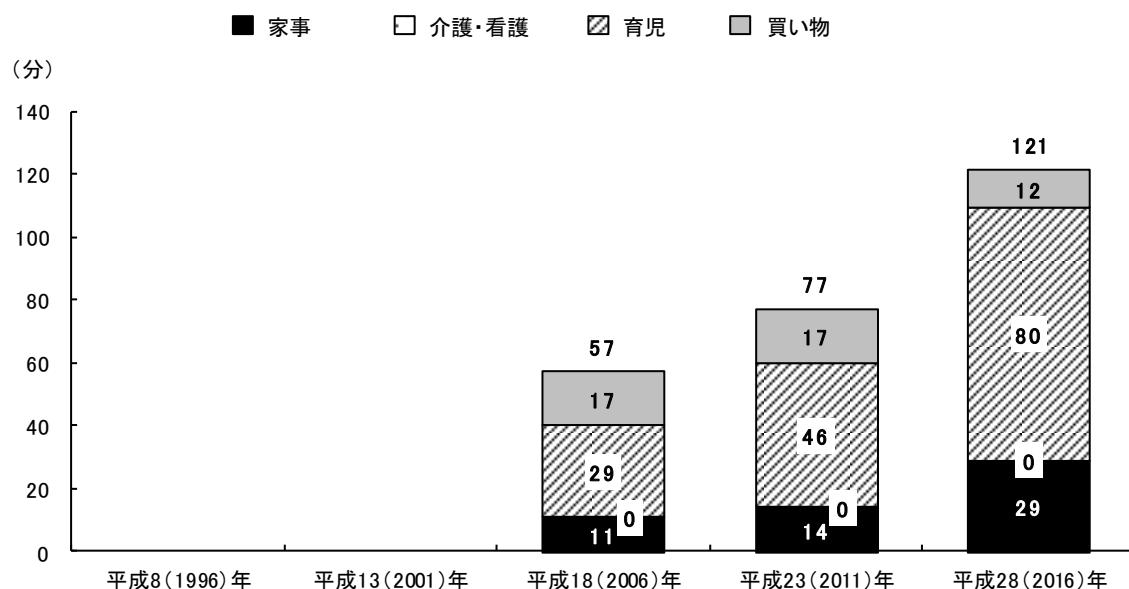
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 28 年）

4. 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間

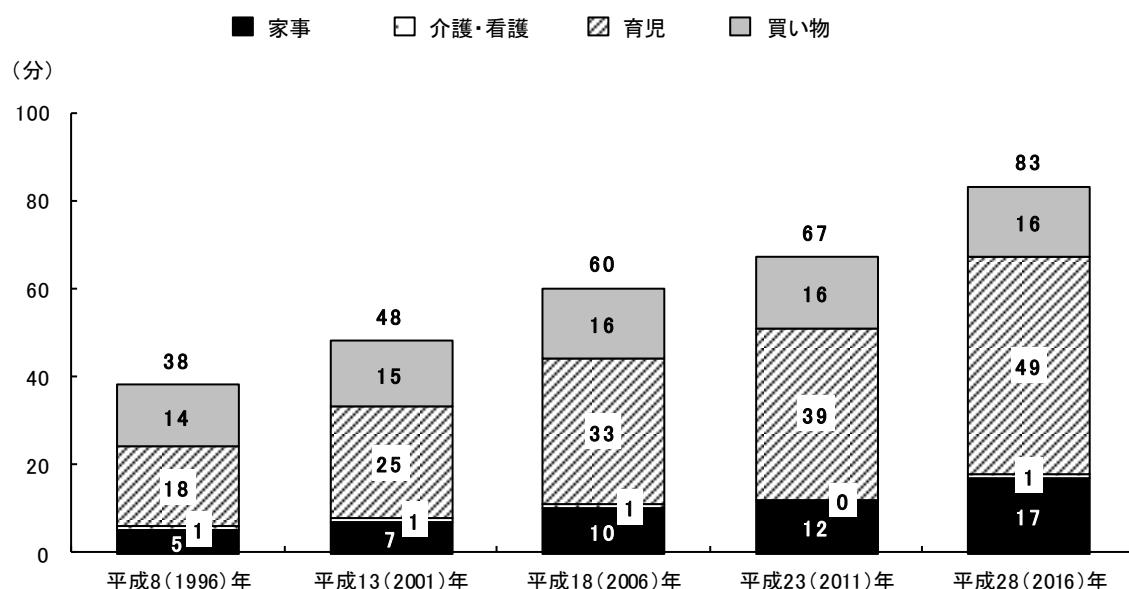
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間は、都・全国とも年々増加傾向にあり、平成28年(2016)年には都で121分、全国で83分となっている。

とくに、育児時間は都では平成23(2011)年の46分から平成28(2016)年では80分と大きく増加し、全国との差も7分から31分に拡大している。

図表II-2-4 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間（都・全国）
<都>



<全国>



注1 週全体の時間（分）である。

資料：総務省「平成28年社会生活基本調査」

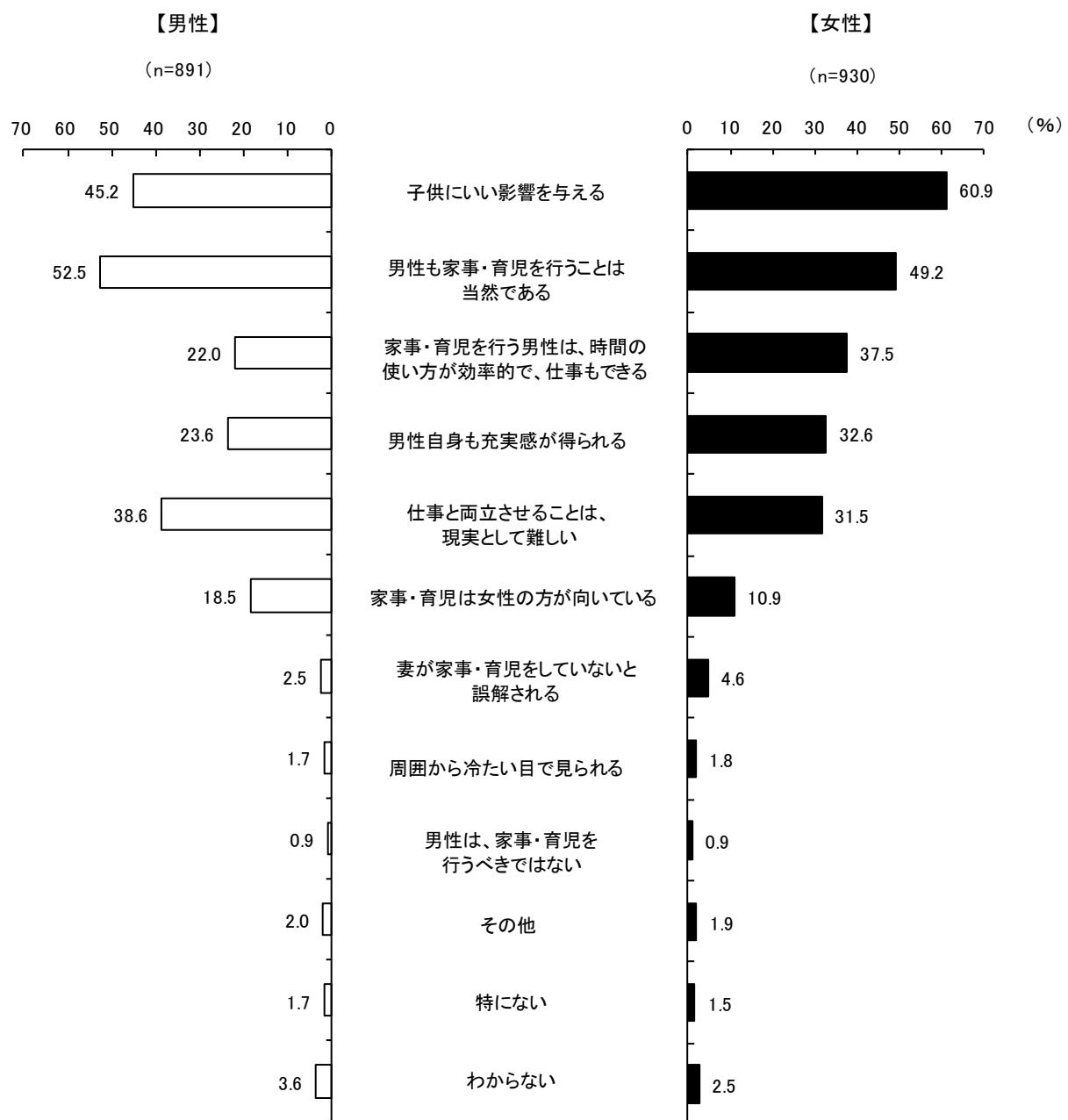
II 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

5. 男性が家事・育児を行うことについてのイメージ

男性が家事・育児を行うことについてのイメージを聞いたところ、女性、男性とも「子供にいい影響を与える」(女性 60.9%、男性 45.2%)、「男性も家事・育児を行うことは当然である」(女性 49.2%、男性 52.5%) が上位となっている。

第3位が女性は「家事・育児を行う男性は、時間の使い方が効率的で、仕事もできる (37.5%)」であるのに対し、男性は「仕事と両立させることは、現実として難しい (38.6%)」である。

図表 II－2－5 男性が家事・育児を行うことについてのイメージ（都）



資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査（平成27年度）」